

## 認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議の開催について

〔令和 5 年 9 月 26 日〕  
内閣総理大臣決裁

## 1. 趣旨

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号。以下「基本法」という。）に基づき、今後、認知症施策推進本部や、認知症の本人やその家族等の関係者の参画による認知症施策推進関係者会議を開催し、政府として認知症施策推進基本計画の策定に向けて検討を開始することとなる。

基本法の目指す共生社会、すなわち、認知症の人を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、関係者の声に丁寧に耳を傾け、政策に反映するため、基本法の施行に先立ち、認知症の本人やその家族、有識者を交えた、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（以下「会議」という。）を開催する。その際、安心して歳を重ねられる幸齢社会の実現に向けて、身寄りのない高齢者を含めた身元保証等の生活上の課題に対する取組を検討する。

## 2. 構成

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。なお、議長が欠席の場合は、副議長が議長を代理するものとする。

議長 内閣総理大臣

副議長 内閣官房長官、厚生労働大臣、健康・医療戦略を担当する国務大臣

構成員 共生社会政策を担当する内閣府特命担当大臣、健康・医療戦略を担当する内閣府副大臣及び別紙に掲げる有識者

## 3. 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

## 4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議 有識者構成員

栗田 圭一	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 認知症未来 社会創造センター センター長 認知症介護研究・研修東京センター センター長
岩坪 威	東京大学大学院医学系研究科 教授
鎌田 松代	公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事
黒澤 史津乃	株式会社 OAGライフサポート 代表取締役
柴田 範子	特定非営利活動法人 楽 理事長
鳥羽 研二	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 理事長
藤田 和子	一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
町 亜聖	フリーアナウンサー